

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業） VI-2 業務の適切性（投資運用業） VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 VI-2-3-1 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。 このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～⑪ （略） ⑫ <u>運用財産の流動性を適切に管理するため、保有する資産の流動性に応じた解約条件の設定や変動型の信託財産留保額の導入など、公募投資信託の流動性に関する合理的な措置を講じているか。</u> （２）～（４） （略）	VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業） VI-2 業務の適切性（投資運用業） VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 VI-2-3-1 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。 このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～⑪ （略） <u>（新設）</u> （２）～（４） （略）